

令和4年4月1日

南相馬市農業委員会  
4月臨時総会議事録

南相馬市農業委員会

# 農業委員会臨時總會議事録

日 時 令和4年4月1日(金) 午後1時15分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2階会議室

## 1. 出席委員

### 【仮議席】

仮議席	氏 名	出欠	仮議席	氏 名	出欠
1	今 村 秀 身	出	1 1	高 倉 裕 信	出
2	梅 村 正 敏	出	1 2	塚 野 邦 好	出
3	浦 島 英 幸	出	1 3	長 井 里 志	出
4	今 野 秀 幸	出	1 4	濱 名 弘 幸	出
5	今 野 由 喜	出	1 5	原 田 佳 典	出
6	佐 藤 洋	出	1 6	半 谷 眞知子	出
7	佐 藤 政 志	出	1 7	二 谷 純 市	出
8	志 賀 恒 夫	出	1 8	森 秋 夫	出
9	末 芳 治	出	1 9	若 杉 裕 二	出
1 0	鈴 木 一 夫	出			

### 【本議席】

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	浦 島 英 幸	出	1 1	末 芳 治	出
2	今 野 秀 幸	出	1 2	今 村 秀 身	出
3	高 倉 裕 信	出	1 3	若 杉 裕 二	出
4	原 田 佳 典	出	1 4	梅 村 正 敏	出
5	佐 藤 政 志	出	1 5	塚 野 邦 好	出
6	濱 名 弘 幸	出	1 6	佐 藤 洋	出
7	志 賀 恒 夫	出	1 7	半 谷 眞知子	出
8	鈴 木 一 夫	出	1 8	今 野 由 喜	出
9	長 井 里 志	出	1 9	二 谷 純 市	出
1 0	森 秋 夫	出			

## 2. 出席職員

### 事務局

①局長 増山 善樹      ②主査 小守 愛      ③副主査 米本 一樹

## 3. 日 程

### (1) 開会

### (2) 農業委員及び事務局職員紹介

### (3) 臨時議長の選出

### (4) 仮議席の指定について

### (5) 議事

日程 第1号 南相馬市農業委員会会長の互選について

日程 第2号 南相馬市農業委員会会長職務代理者の互選について

日程 第3号 南相馬市農業委員会委員の議席の決定について

日程 第4号 議事録署名委員の指名について

日程 第5号 南相馬市農業委員会業務推進専門委員会委員の指名について

日程 第6号 南相馬市農業委員会委員の担当区域の決定について

日程 第7号 定例総会提案の農地法に係る議案の現地調査の担当について

日程 第8号 南相馬市農業委員会農地利用最適化推進委員の決定について

### (6) 閉会

#### 4. 会議の概要

(開会 午後1時15分)

##### (1) 開会

事務局 本日は、お忙しいところ、南相馬市農業委員会臨時総会にご出席をいただき、ありがとうございます。皆様方には、去る3月24日の南相馬市議会において農業委員として選任することの同意を得まして、先程、本日4月1日付けで市長から任命を受け、新たに農業委員に就任されました。今後、本市農業委員会の更なる進展と農業再生、復旧・復興に特段のご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

本日の臨時総会は、新たな任期での農業委員会が発足することにより開催するものであり、お手元に配付しております次第により進めて参ります。

私は、農業委員会事務局長の増山と申します。暫時の間、議事進行を務めさせていただきますのでご協力をよろしくお願いいたします。

初めに、次第の2番目、農業委員及び事務局職員紹介を行います。先ず、農業委員の皆様を紹介させていただきます。お手元の名簿順にお名前をお呼びいたしますので、その場にご起立のうえ、簡単に自己紹介をお願いいたします。

##### (2) 農業委員及び事務局職員紹介

[各自紹介]

##### (3) 臨時議長の選出

事務局 次に、次第の3番目、臨時議長の選出についてであります。新たな任期での最初の総会でありますので、会長が互選されるまでの間、地方自治法第107条の規定を準用する場合、出席委員の中で年長の委員が臨時に議長の職務を行うことになっております。つきましては、年長の佐藤洋委員に臨時議長をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

事務局 それでは、臨時議長として佐藤洋委員に決定いたします。佐藤洋委員、議長席にお着き願います。

臨時議長 只今ご紹介いただきました佐藤洋でございます。臨時に議長の職務を行います。何卒よろしくお願いいたします。

臨時議長 只今から南相馬市農業委員会臨時総会を開会いたします。

臨時議長 次第の4番目、仮議席を指定します。只今、ご着席の議席を仮議席として指定いたします。それでは先ず、欠席委員についてですが、本日はおりません。出席委員は定足数に達しております。

臨時議長 本日の議事は、議事日程第1号より進めることといたします。日程第1号、南相馬市農業委員会会長の互選についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案書2ページをお開き願います。日程第1号南相馬市農業委員会会長の互選についてと、次の議案の日程第2号も併せて同じルールのもとで互選という形になります。南相馬市農業委員会規程では、第2条に「会長及び会長職務代理者の互選は、それぞれ単記無記名投票により行い、有効投票の最多数を得たものを当選人とする」と第1項で規定しています。第2項には、「前項の互選は、出席委員中に異議がないときは、前項の互選につき、指名推薦の方法を用いることができる」とされています。

従いまして、規程に基づきますと、先ず単記無記名投票により行うことを基本としながらも、出席委員中、委員の皆様には異議がないときは指名推薦の方法を用いることができます。どちらの方法により互選を行うかについて、ご審議のうえ互選をいただきたいと思っております。以上です。

臨時議長 事務局より説明がありましたとおり、会長の互選につきましては、南相馬市農業委員会規程により投票による選挙の方法で行うことを基本としておりますが、出席委員に異議がないときは指名推薦の方法を用いることができるとなっております。どの方法で行うか、互選の方法についてお諮りいたします。

〔「指名推薦」との声あり〕

臨時議長 只今、指名推薦との提案がありました。皆様、ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長 それでは、南相馬市農業委員会規程第2条第1項は適用せずに、同規程第2条第2項の規定に基づき、会長の互選は指名推薦により行います。それでは皆様から指名推薦をお願いします。

仮12番委員 二谷純市委員を推薦します。

臨時議長 只今、二谷純市委員の推薦がありましたが、皆様いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長 南相馬市農業委員会規程第2条第3項により、只今の報告のとおり二谷純市委員が会長に当選されました。

臨時議長 只今、会長に当選されました二谷委員が議場におりますので、本席から告知をいたします。私は、これを持ちまして、臨時議長の職務を解かさせていただきます。議事進行にご協力をいただきありがとうございます。それでは、会長に議長席に着いていただき、就任のご挨拶をお願いします。

会 長 皆様のご推薦によりまして、会長ということでご指名いただきました。私も今回で3期目に入ります。何分にも分からない点あるかと思いますが、皆様と一緒に切磋琢磨しながら、市長がおっしゃったとおり、農業を農地を守っていきたいと思います。よろしく願いいたします。

議 長 これ以降の議事並びに今後の総会招集につきましては、南相馬市農業委員会会規規則によりまして、私が務めさせていただきます。それでは、議事日程の順序に従い議事を進めて参ります。

議 長 次に、日程第2号南相馬市農業委員会会長職務代理者の互選についてを議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 再び議案書2ページになります。繰り返しになりますが、会長の互選と同様でございます。無記名投票又は出席委員中に異議がないときは、指名推薦の方法のどちらかの方法になります。

議 長 これにつきましても、南相馬市農業委員会規程により投票による選挙の方法で行うことを基本としております。出席委員に異議がないときは指名推薦の方法を用いることができるとなっております。どの方法で行うか、互選の方法についてお諮りいたします。

仮16番委員 先ほどと同じく、規程第2条第2項「出席委員中に異議がないときは、指名推薦の方法を用いることができる」で行った方がよろしいかと思っております。

議 長 只今、指名推薦との提案がありました。皆様、ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、南相馬市農業委員会規程第2条第1項は適用せずに、同規程第2条第2項の規定に基づき、会長職務代理者の互選は指名推薦により行います。皆様から指名推薦をお願いします。

仮16番委員 今野由喜委員を推薦します。

議 長 只今、今野由喜委員の推薦がありましたが、皆様、ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 南相馬市農業委員会規程第2条第3項により、只今の報告のとおり、今野由喜委員が会長職務代理者に当選されました。

議 長 会長職務代理者に当選されました今野委員が議場におりますので、本席から告知をいたします。それでは、会長職務代理者に就任のご挨拶をお願いいたします。

会長職務代理者 職務代理者にご推薦をいただきました今野でございます。何かとお世話になります。よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。次に、日程第3号南相馬市農業委員会委員の議席の指定を行います。議席の指定については、南相馬市議会に準じて、委員の就任回数及び年齢を勘案のうえ指定することとします。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ご異議なしと認めます。それでは、議席の指定を事務局より発表します。

事務局 〔本議席順に1番委員から19番委員まで委員名を讀上げ〕

議 長 それでは、本議席への変更を行いますので、暫時休議いたします。議席の移動をお願いします。

(休議)

議 長 再開いたします。次に、日程第4号議事録署名委員の指名を行います。会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員を指名します。議席番号1番・浦島英幸委員、2番・今野秀幸委員、3番・高倉裕信委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第5号南相馬市農業委員会業務推進専門委員会委員の指名についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 業務推進専門委員会は、総務企画専門委員会と農地専門委員会の2つの委員会を設けております。議案書4ページ、5ページに要綱を添付してございます。要綱第3条で「専門委員会の委員は、会長が総会に諮って指名する」という項目と、第5条に「専門委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長及び副委員長は委員の互選により選出し、その任期は委員の在任期間とする」と規定されております。これに基づいて、日程第5号の5ページをお開きいただきたいと思います。2つの委員会の構成員を決めていただくということでございます。

なお、委員名は空欄です。各委員の皆様が委員の構成を決めていただく形になります。総務企画専門委員会と農地専門委員会には、表の1番下を書いてありますとおり、両方に会長と会長職務代理者は加わっていただくということになります。また、総務企画専門委員会には農地専門委員会の委員長と副委員長が加わっていただくものです。残りの委員の方々は、どちらかの専門委員会に所属していただきたく皆様で協議して委員の構成についてご審議方お願いします。以上です。

議 長 只今の説明とおり、要綱第3条の規定により専門委員会委員は会長が総会に諮って指名することとなっております。どのような方法で選出するかお諮りいたします。

〔「会長一任」の声あり〕

議 長 会長一任の声がありました。会長の案を提案することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ご異議なしと認めます。それでは、会長の専門委員会委員の案を事務局長より提案願います。

事務局 〔会長案読上げ〕

議 長            それでは、只今提案いたしました専門委員会の委員にご異議ございませんか。

                  〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長            ご異議なしと認めます。

議 長            続きまして、各専門委員会の委員長及び副委員長の互選についてですが、要綱第5条第2項の規定により委員の互選で選出するとなっておりますので、各専門委員会ごとにお集まりいただき、委員長及び副委員長の互選をお願いします。暫時、休議いたします。

                  (休議)

議 長            再開します。互選で決まりました各専門委員会の委員長及び副委員長を事務局から発表願います。

事務局           総務企画専門委員会は委員長・17番委員、副委員長・11番委員、農地専門委員会は委員長・16番委員、副委員長・12番委員に決まりました。

議 長            各専門委員会の委員長及び副委員長並びに委員につきましては、以上のとおり指名することといたします。この際、各委員長及び副委員長よりごあいさつをお願いします。

                  〔各委員会の委員長、副委員長からあいさつ〕

議 長            次に、日程第6号南相馬市農業委員会委員の担当区域の決定についてを議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局           議案書6ページになります。それぞれ小高、鹿島、原町の地区の区割を各区の大きな地区ごとに分けさせていただき、委員の地元や、地元の近隣地域を担当地域として割り振りをさせていただきました。こうした担当地域、近隣地域の農地に赴いて調査していただくことが今後増えてくるということです。

                  具体的な説明については後日になりますが、地域の割り振りは以上のような形で提案させていただきます。以上です。

議 長            只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

議 長 17番委員。

17番委員 石神北地区には会長も含まれています。会長の場合は、今まではおそらく現地調査はしなかったと思います。ですから、ここは私1人でやるようになるのか、または、石神南に3人おられるので1人どなたかにお手伝いいただくような形でお願いしたいと思います。

議 長 事務局。

事務局 この件につきましては、後日4月8日の業務説明会にお話ししたいと思いますが、現地調査は1人最大5件までというふうに考えております。また、件数が偏らないようにお近くの委員にご協力を得ることになっております。

17番委員がおっしゃったとおり、近くの石神南地区の皆様にご協力をお願いしたいと考えています。

また、原町区の16番委員の担当地域も結構広いです。例えば、太田地区に近いところは太田の委員、馬場地区に近いところは石神南の委員にご協力をいただきたいと考えております。1人の委員に多くが偏らないようにお願いしたいと思います。以上です。

議 長 よろしいでしょうか。

17番委員 分かりました。

議 長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第7号定例総会提案の農地法に係る議案の現地調査の担当についてを議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案書7ページをご覧ください。まず、(1)現地調査の基本的な考え方が、基本的に定例総会提案の農地法に係る議案の事前の現地調査につきましては、地区担当農業委員が行うことといたします。ただし、同月内に調査の実施件数が特定の地区に集中することがあった場合、近隣の地区の委員にお手伝いをいただ

きまして、均等に担当して実施していただければと思います。なお、4月及び5月の2か月は、1期目の委員は調査実施手法の習得を目指し、2期以上の農業委員との複数体制で実施したいと思います。

続きまして(2)具体的な現地調査の担当についてです。事前の現地調査の担当は具体的には、先ず①「3条関係」「4条関係」「5条所有権移転関係」「5条貸借権設定関係」については案件ごとに地区担当の委員に割り振ることを基本といたします。

②として、事業計画変更に係る案件については「4条関係」「5条所有権移転関係」「5条貸借権設定関係」で担当となった委員が併せて担当するようにしたいと考えております。

続いて③の譲渡人(設定人)、譲受人(被設定人)等が同一の場合ですとか、調査対象農地が隣接、あるいは近隣の場合などにおいて同じ委員がまとめて担当することのような形で割り振りしたいと考えております。

最後④です。調査依頼に向けた割り振りに当たっては、事務局に委ねていただければと思います。

以上になりますが、具体的な内容は4月8日開催予定の農業委員業務説明会で皆様に説明いたします。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第8号南相馬市農業委員会農地利用最適化推進委員の決定についてを議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案書8ページをご覧ください。農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」)の任期が令和4年3月31日までですので、区長会を通じて推薦等のお願いをすると同時に市広報誌やホームページに掲載して募集をいたしました。推進委員の定数35名中、区長会に、小高区6名、鹿島区6名、原町区12名の合計で24名の推薦をお願いし、残り11名は公募とし、応募期限を2月3日としました。

しかし、応募された方が定数に満たなかったことから2月24日から3月15日まで再募集を行い、応募が全体で31名となったところです。地区全域からの推薦については、区長会の皆様のご尽力により24名すべての推薦がございましたが、一般応募につきましては、再募集をしても11名中7名の応募等にとどまったということがございます。これら31名の方につきまして、3月18日に総

務企画専門委員会で選考審査のうえ、選考作業を行ってきたところであります。31名全員を推進委員の候補者として選考すべきという意見を踏まえ、31人全員を候補者として選考したところでございます。

選考者につきましては、日程第8号南相馬市農地利用最適化推進委員選考者一覧ということで名簿として皆様にお配りしました。そして、選考された候補者31名について、本日の臨時総会の場で決定を受けて委嘱することにしております。

また、推進委員の任期ですが、法の規定のもと農業委員の皆様と同様で、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとなります。これら説明を十分に勘案していただき、推進委員の選考について十分にご協議のうえ決定をいただきたく提案いたします。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 以上をもちまして、南相馬市農業委員会臨時総会を閉会といたします。皆様のご協力、誠にありがとうございました。

(閉会 午後2時15分)

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和4年5月17日

議事録署名人 (1番・ウラシマ ヒデユキ)

---

議事録署名人 (2番・コンノ ヒデユキ)

---

議事録署名人 (3番・タカクラ ヒロノブ)

---